

介護予防・日常生活支援
総合事業説明会
(訪問サービス・通所サービス)

平成29年1月31日(火)

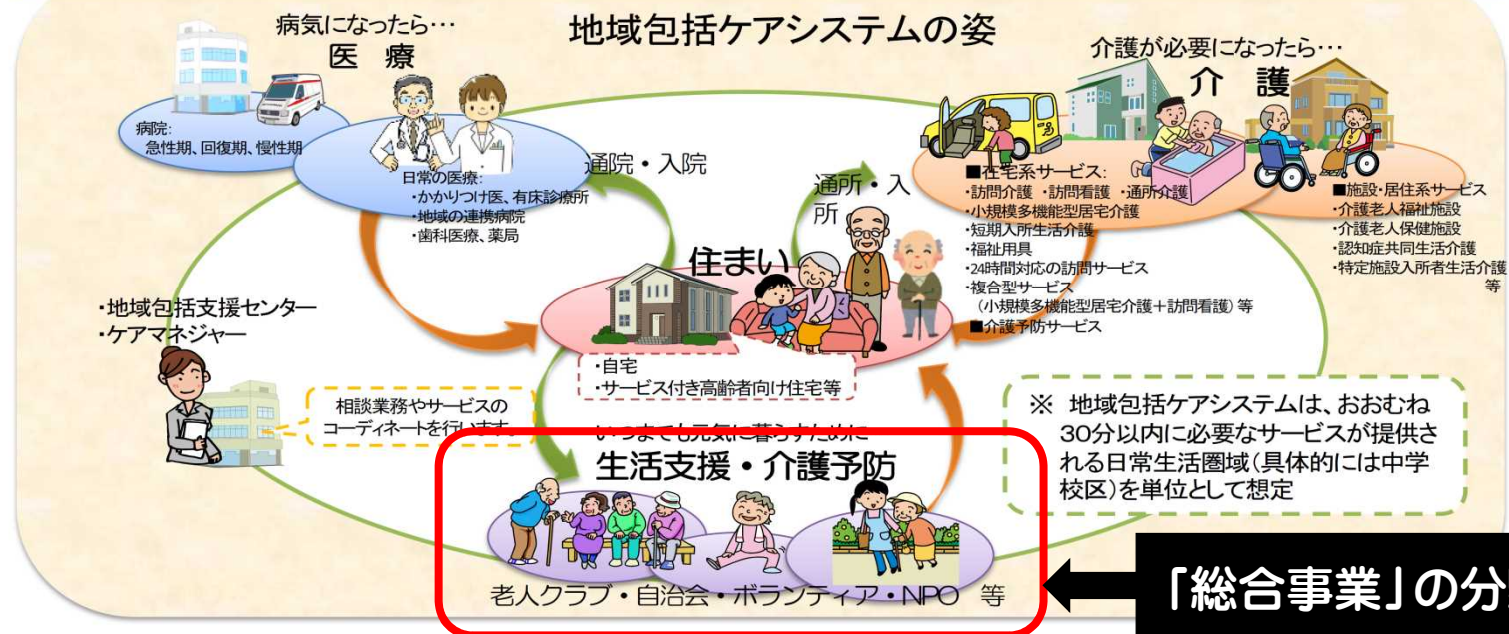
本日の内容

1. 総合事業の概要
2. 総合事業の事業者指定
3. 利用者との契約、説明、同意
4. 総合事業のサービス内容
5. 暫定プラン作成時の留意点
6. 基準緩和型訪問サービスのヘルパー
7. 総合事業の報酬請求
8. その他

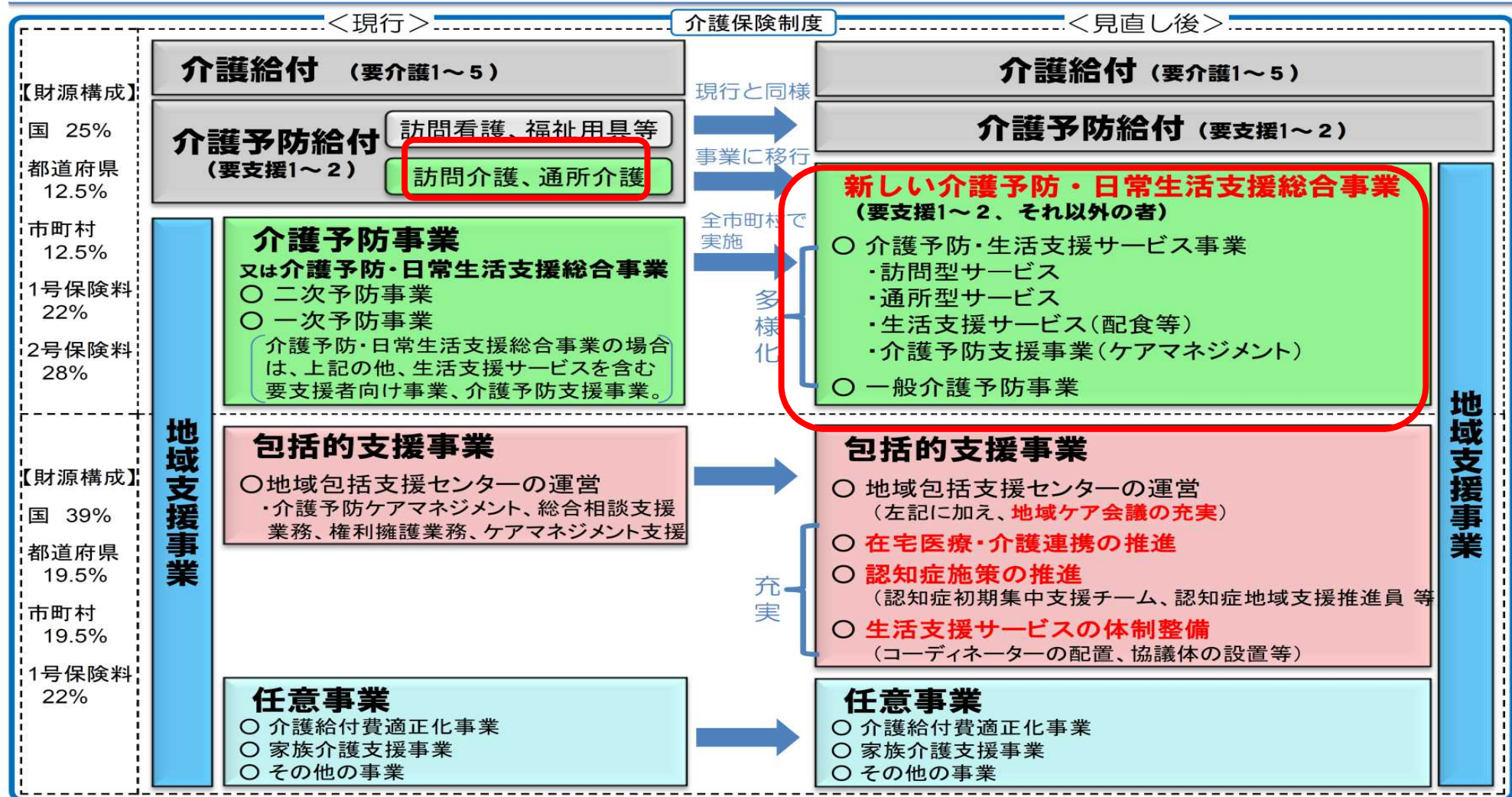
1. 総合事業の概要

地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

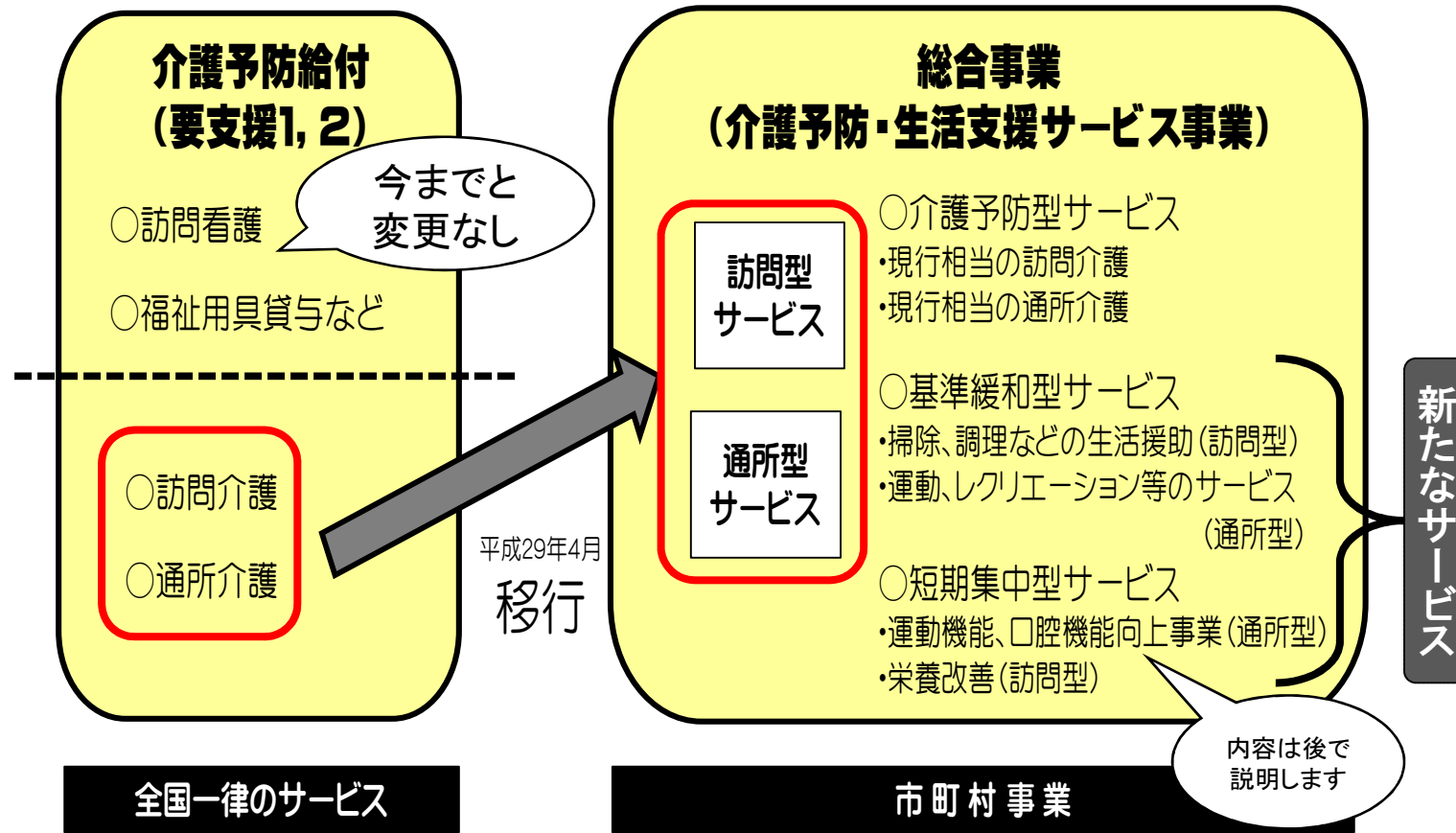


新しい地域支援事業の全体像

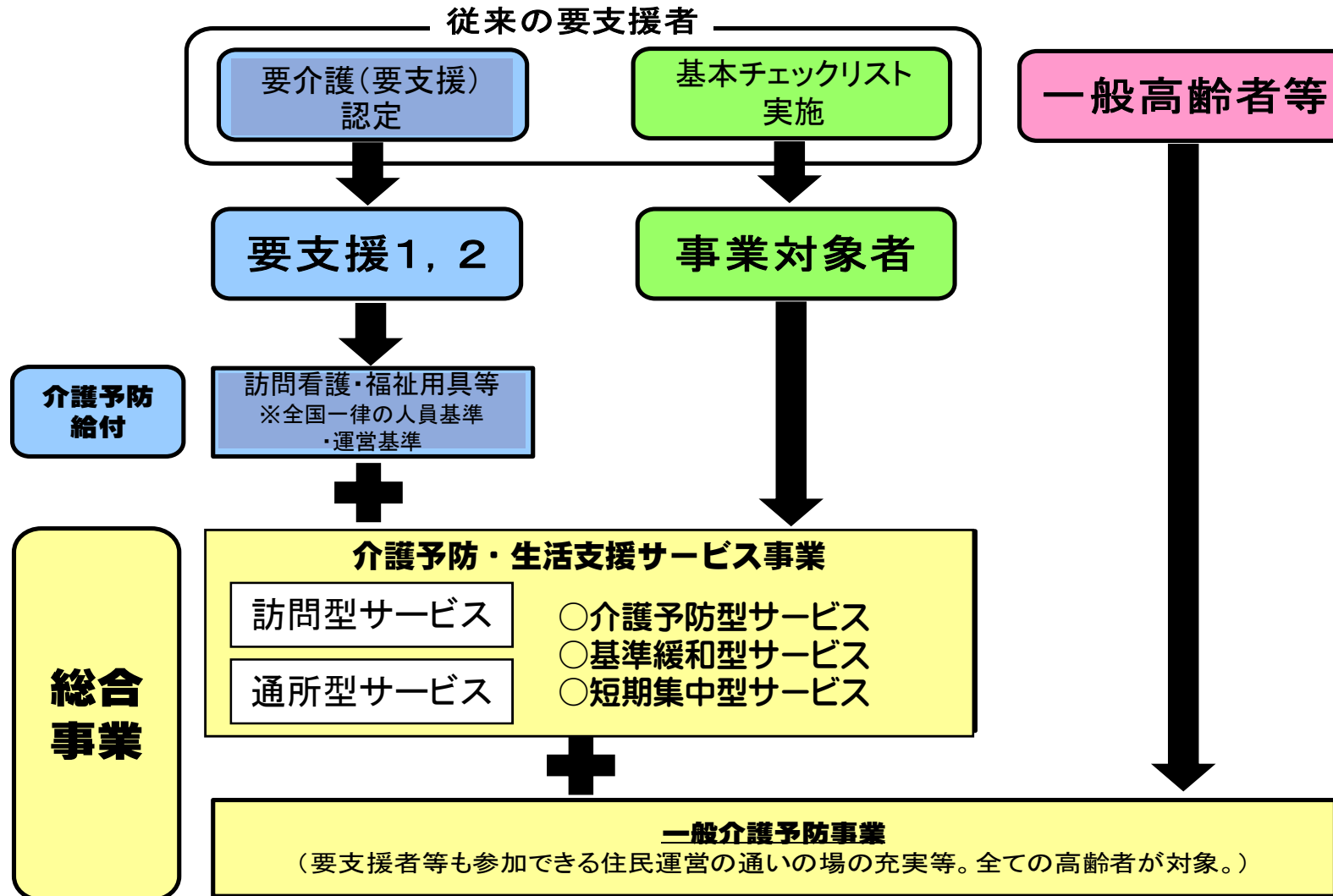


介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問介護と通所介護が、総合事業の訪問型・通所型サービスに移行します。
- 現行相当のサービスのほか、基準緩和型や短期集中型サービスが新設されます。



サービス利用の流れ



※ 第2号被保険者は基本チェックリストの対象とはならないため、要介護認定申請を行う。

介護予防・生活支援サービス事業

サービス種別	サービス内容		サービス提供の考え方
介護予防型訪問サービス	現行の介護予防訪問 介護、介護予防通所介 護が移行	身体介護や生活援助	入浴介助等の身体介護が必要な方 認知症等の症状がある方 医療依存度が高い方
介護予防型通所サービス		運動、生活機能向上の ための機能訓練	
基準緩和型訪問サービス	市独自基準のサービ ス	掃除・調理などの生活 援助のみ	上記以外の方
基準緩和型通所サービス		運動、レクリエーション 等のサービス	
短期集中型訪問サービス 短期集中型通所サービス	専門職による短期集中サービス (運動・口腔・栄養) ※栄養は訪問型、運動・口腔は通所型		運動機能・口腔機能・栄養改善が必要な方 ※初めて通所型サービスを利用する方は短期集中型通所サー ビスの運動を利用(介護予防型通所サービスの利用が必要な 方を除く)
介護予防ケアマネジメント	ケアプラン作成等		要支援1,2、事業対象者

※住民主体による訪問型・通所型サービスや移動支援については、今後人材育成を図る。

現行の介護
予防訪問介護
と同じ

訪問型サービス

サービス種別	介護予防型訪問サービス	基準緩和型訪問サービス
提供する人	介護福祉士、ヘルパー有資格者	介護福祉士、ヘルパー有資格者、 市が指定する研修の修了者
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	掃除・調理などの生活援助のみ
提供時間	ケアマネジメントに基づく時間	同左
利用者負担 ※	週1回程度…約1,200円、週2回程度…約2,400円 週3回程度…約3,800円(要支援2と事業対象者のみ) 介護予防訪問介護と同じ月額報酬	週1回程度…約950円、週2回程度…約1,900円 週3回程度…約3,050円(要支援2と事業対象者のみ) 介護予防訪問介護相当サービスの80%
対象にならないサービス	本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外。本人以外の家族のための家事、模様替え、草むしり、花木の手入れ、来客の対応、ペットの世話、大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など	

※別途、加算、減算の算定あり

現行の介護
予防通所介護
と同じ

通所型サービス

サービス種別	介護予防型通所サービス	基準緩和型通所サービス
介護職員数	利用者15人まで1名、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上	利用者15人まで1名、15人を超える場合は、利用1人につき専従0.1人以上
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス	運動、レクリエーション等のサービス (歩行・食事・入浴等は見守りのみ)
提供時間	ケアマネジメントに基づく時間	同左
利用者負担 ※	事業対象者・要支援1(週1回程度)…約1,700円 事業対象者・要支援2(週2回程度)…約3,450円 介護予防通所介護と同じ月額報酬	事業対象者・要支援1(週1回程度)…約1,350円 事業対象者・要支援2(週2回程度)…約2,750円 介護予防通所介護相当サービスの80%
備考	基準緩和型通所サービスは介護予防型通所サービスと一体的に運営可能	

※別途、加算、減算の算定あり

短期集中型サービス

サービス種別	通所型 運動機能向上事業	通所型 口腔機能向上事業	訪問型 栄養改善事業
サービス内容	介護事業所等で筋力トレーニングを実施	通所による歯科医師・歯科衛生士の相談指導	栄養士による相談指導
実施場所	介護事業所、施術所等	市内歯科医院	利用者宅
実施回数	24回(3か月) 90分×週2回×3か月	4回(3か月)	3回(3か月)
利用者負担	無 料		

総合事業の対象者

総合事業の対象者

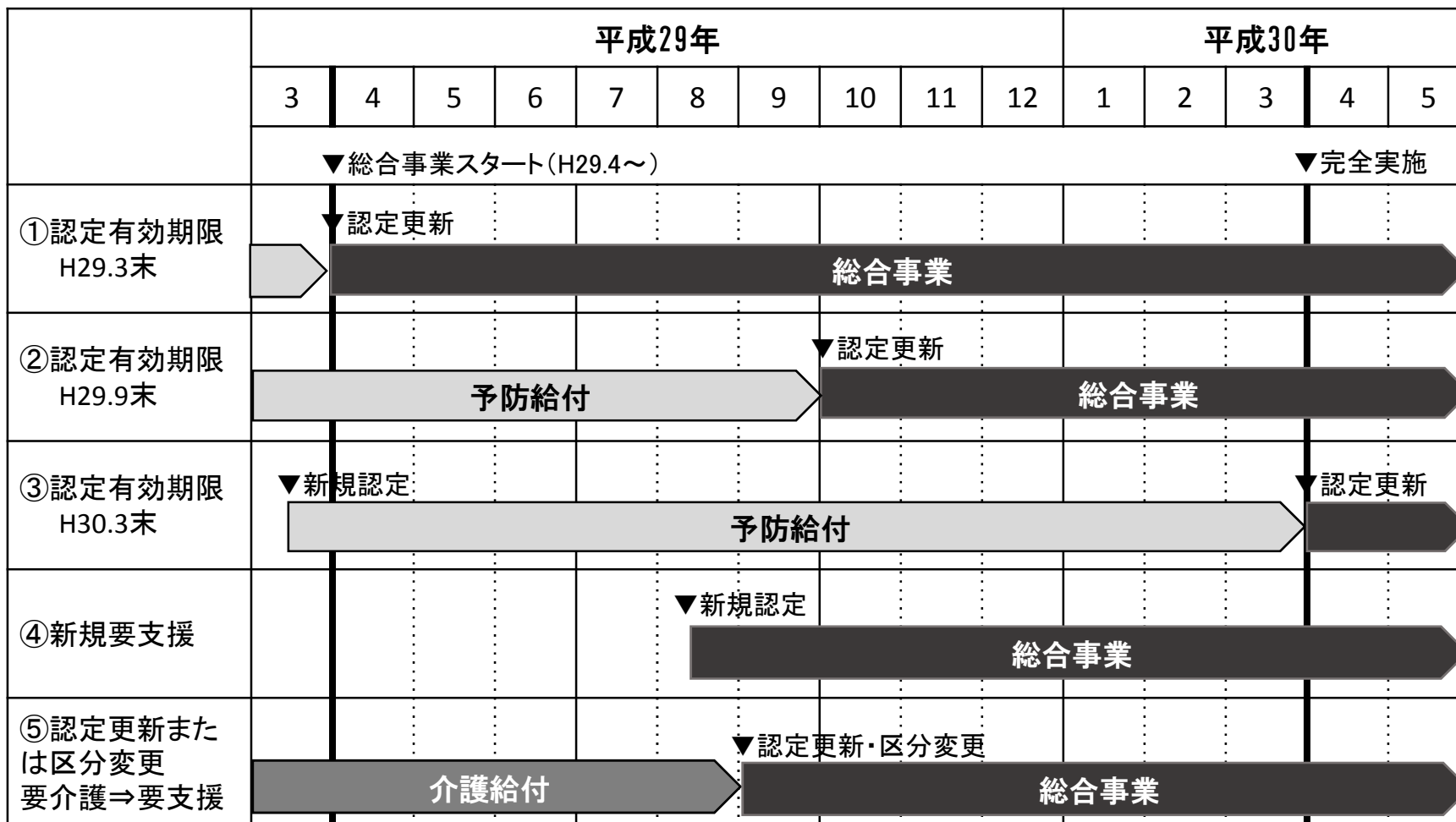
- 平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方（認定有効期間の開始が平成29年4月以降の要支援者）
- 平成29年4月以降に基本チェックリストにより事業対象者（要支援相当の方）と判定された方

※第2号被保険者は特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを実施するのではなく、要介護認定申請を行う。

移行時のポイント

- 平成29年4月より前に要支援認定を受けた方は、更新までは従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービスを利用する。
- 平成29年4月以降に認定更新又は区分変更申請により要支援認定を受けた方が、訪問介護・通所介護を利用する場合のサービスは総合事業になる。

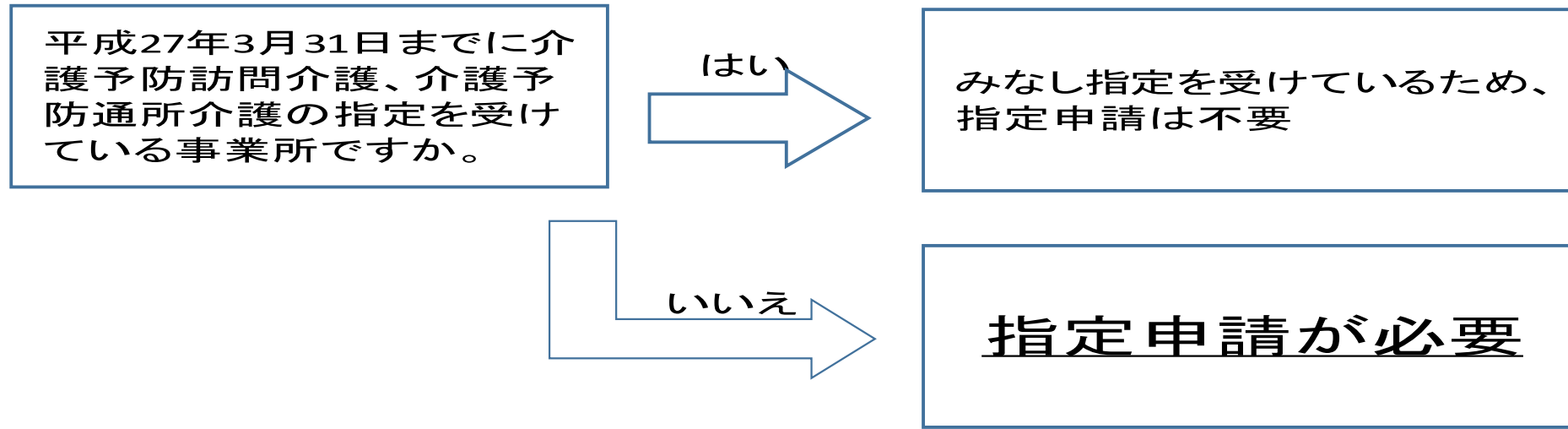
総合事業の対象者②



2. 総合事業の事業者指定

介護予防型サービスの指定申請の流れ

(1) 介護予防型訪問サービス・介護予防型通所サービスの事業者指定申請について



(2) 基準緩和型訪問サービス・基準緩和型通所サービスの事業者指定申請について

指定申請が必要

訪問型・通所型サービスの指定について

種別	介護予防型訪問サービス 介護予防型通所サービス	基準緩和型訪問サービス 基準緩和型通所サービス	短期集中型訪問サービス 短期集中型通所サービス
指定申請 の要否	<p>●平成27年3月31日までに 介護予防訪問介護又は 介護予防通所介護の 指定を受けた事業所 ↓ 指定申請は不要 (みなし指定)</p> <p>●みなし指定の有効期間 平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで</p> <p>※その後は、指定更新が必要</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><指定更新について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請の集中を避けるため、 平成29年12月頃から順 次受付予定。 ・申請時期は別途通知 </div> <p>※みなし指定の効力は全国 の市町村に及ぶ</p> <p>●平成27年4月1日以降に 介護予防訪問介護又は 介護予防通所介護の 指定を受けた事業所 ↓ 指定申請が必要</p>	<p>指定申請が 必要</p>	<p>市から委託</p>

指定申請について

- ・基準緩和型サービスの提供には、基準緩和型サービスの指定が必要

利用者	サービス種別	事業所種別
要支援1・2 事業対象者	介護予防型サービス	みなし指定 指定(介護予防型)
	基準緩和型サービス	指定(基準緩和型)
	短期集中型サービス	委託(後ほど説明)

法人の定款及び登記についての留意事項

- ・ 総合事業の指定申請の際の申請者の定款及び法人登記簿について目的欄については以下の点に留意すること。

※株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

例 介護保険法に基づく第1号訪問(通所)事業

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

※医療法人や社会福祉法人等の所管・監督官庁のある法人の場合

定款に記載する文言や定款変更認可の手続きについて、各法人所管・監督官庁へ確認すること。

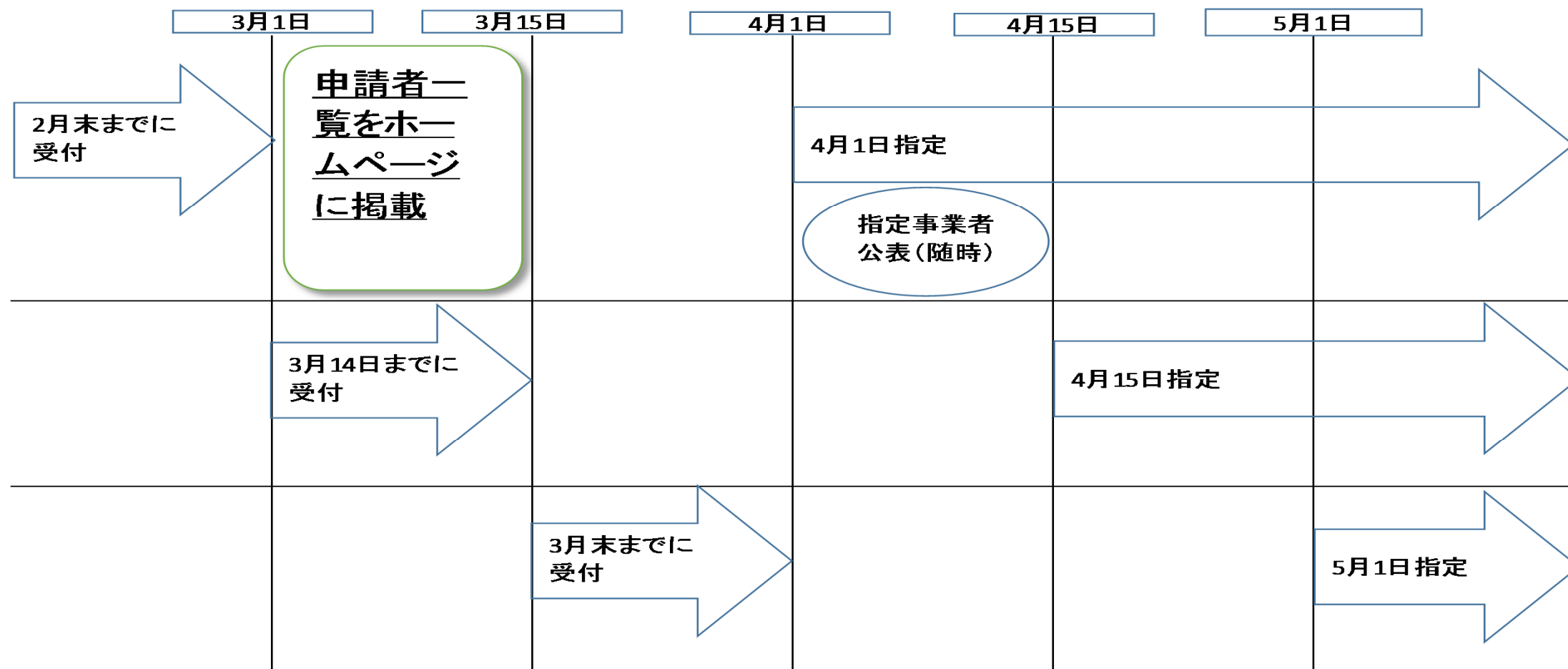
指定のスケジュール①

- 指定申請の受付は平成29年2月1日から開始。
- 指定の有効期間は6年。
- 平成29年2月末までに指定申請書の提出があった事業所は金沢市の総合事業の開始日である平成29年4月1日から指定の効力が生じる。
- 基準緩和型サービスについて、平成29年2月末までに申請があった事業所は、3月に介護保険課ホームページで、総合事業指定申請者一覧を公表予定。
- 書類に不備がある場合や必要書類が不足している場合は受付ができないので、提出期限に余裕をもって申請すること。

指定のスケジュール②

申請書類提出期間	指定日
平成29年2月1日(水)～2月28日(火)	平成29年4月1日
平成29年3月1日(水)～3月14日(火)	平成29年4月15日
平成29年3月15日(水)～3月31日(金)	平成29年5月1日
平成29年4月3日(月)～	申請日から1ヶ月以降

指定のスケジュール③



みなし指定事業所について①

(1) 指定更新について

- 平成27年3月31日までに予防(訪問)通所介護事業所の指定を受けている事業所は、介護予防型(訪問)通所サービスの事業所としてみなし指定を受けている。
- みなし指定の有効期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までとされているため、平成30年4月1日以降については指定更新の手続きが必要。

みなし指定事業所について②

- 指定更新の申請までに、申請者の定款及び法人登記簿の事業目的欄には以下のような記載が求められる。
 - ※株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合
 - 例 介護保険法に基づく第1号訪問(通所)事業
 - 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
 - ※医療法人や社会福祉法人等の所管・監督官庁のある法人の場合
 - 定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、各法人所管・監督官庁へ確認すること。

みなし指定事業所について③

(2) 報酬算定に係る加算の届出について

- 介護予防訪問(通所)介護事業所に係る届出が既に提出されている場合、介護予防型訪問(通所)サービス(みなし指定)に係る加算の届出は不要。
- 従って、介護予防訪問(通所)介護事業所で加算の届出を行っている加算については、加算の届出を提出することなく、平成29年4月1日から総合事業の介護予防型訪問(通所)サービス(みなし指定)においても算定することができる。

※基準緩和型サービスについては、加算の届出が別途必要。

各種届出について①

- 変更届出については、変更があった日から10日以内に変更届を提出する。
- 届出が必要な加算を算定する場合は、報酬算定の届出書を提出する。
 - ・届出が必要な加算は、総合事業費算定に係る体制等状況一覧表のとおり。
 - ・算定月の前月15日までに提出(その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の開庁日)

各種届出について②

○事業所を休止又は廃止する場合

- 休止又は廃止の1ヶ月前までに届出書を提出

○休止した事業所を再開した場合

- 再開から10日以内に再開届を提出

※提出様式は、介護保険課ホームページに掲載

3. 利用者との契約、説明、同意

総合事業サービスの内容説明及び同意

- サービス提供の開始前に重要事項説明書を交付して説明を行い、その内容について利用者又は家族の同意を得なければならない。
- 重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、利用料金等の利用申込者がサービスを選択するために必要な事項を記載しなければならない。
- 現行の介護予防訪問介護（通所介護）から移行する利用者についても、それぞれ移行するタイミングで総合事業に係る契約書及び重要事項説明書について、上記の手続きが必要。

利用者との契約・重要事項説明書について①

●総合事業移行に伴い、一部文言の変更が必要

(例)

①サービスの種類

介護予防訪問(通所)介護 → 介護予防型訪問(通所)サービス
基準緩和型訪問(通所)サービス

②利用料

利用するサービスにより、料金表の変更

※介護保険課ホームページに修正内容を掲載

利用者との契約・重要事項説明書について②

●書類の整備について

- 重要事項説明書及び運営規程は、総合事業への移行により、提供するサービス、料金が変わるため、変更が必要。
- 契約書についても、同様の変更が必要。
 - ⇒重要事項説明書、契約書について、総合事業に移行した利用者から順次交付し、同意を得る。
 - ⇒既存の運営規程を変更し、変更届を提出する。

4. 総合事業のサービス内容

基準緩和型サービスの個別サービス計画

基準緩和型訪問サービス

- ・必要に応じて基準緩和型訪問サービス計画を作成するものとする。
- ・加算を算定する場合は基準緩和型訪問サービス計画の作成が必要。
- ・基準緩和型訪問サービス計画を作成しない場合
 - ①サービスの内容やスケジュールを記載した書類を利用者に交付する。様式自由、参考様式は別紙のとおり。
 - ②実施状況の把握(モニタリング)、その結果の記録及び介護予防支援事業者等への報告等は不要。ただし、(計画を作成する場合と同様)1月に1回以上の介護予防支援事業者等へのサービス状況等の報告が必要。

基準緩和型通所サービス

- ・必要に応じて基準緩和型通所サービス計画を作成するものとする。
- ・加算を算定する場合は基準緩和型通所サービス計画の作成が必要。
- ・基準緩和型通所サービス計画を作成しない場合
 - ①実施状況の把握(モニタリング)、その結果の記録及び介護予防支援事業者等への報告等は不要。ただし、(計画を作成する場合と同様)1月に1回以上の介護予防支援事業者等へのサービス状況等の報告が必要。

訪問型サービスの基準・単価①

○基準 ①

種別	介護予防型訪問サービス	基準緩和型訪問サービス
人員	<p>○管理者</p> <p>・常勤専従1人</p> <p>※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>	<p>○管理者</p> <p>・<u>専従1人(非常勤可)</u></p> <p>※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>
	<p>○サービス提供責任者</p> <p>・すべての利用者の合計が40人ごとに1人(常勤専従1人以上)</p> <p>※ただし、一定の要件を満たせば利用者50人ごとに1人</p> <p>・介護福祉士、介護職員初任者研修修了者(介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級・2級修了者を含む)、看護師、准看護師、保健師のいずれかの資格取得者</p> <p>※訪問介護や基準緩和型訪問サービスと兼務可</p>	<p>○訪問事業責任者</p> <p>・<u>常勤専従1人以上</u>(支障がなければ他の職務との兼務可)</p> <p>※<u>訪問介護及び介護予防型訪問サービスと一体的に運営する場合、左記に加え、必要数とする。</u></p> <p>・介護福祉士、介護職員初任者研修修了者(介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級・2級修了者等を含む)、看護師、准看護師、保健師のいずれかの資格取得者又は市が指定する研修修了者</p> <p>※訪問介護や介護予防型訪問サービスと兼務可</p>
	<p>○訪問介護員(ヘルパー有資格者に限る)</p> <p>・常勤換算方法で2.5以上</p> <p>・サービス提供責任者と同様</p>	<p>○従事者(ヘルパー資格がなくても、市が指定する研修修了者で従事可)</p> <p>・必要数</p> <p>・訪問事業責任者又は市が指定する研修修了者</p> <p>※市が指定する研修の修了者は訪問介護、介護予防型訪問サービスとの兼務不可</p> <p>※訪問介護及び介護予防型訪問サービスと一体的に運営する場合、基準緩和型訪問サービスの従事者は、訪問介護及び介護予防型訪問サービスの訪問介護員の常勤換算方法2.5に含まれる。</p>

訪問型サービスの基準・単価②

○基準 ②

種別	介護予防型訪問サービス	基準緩和型訪問サービス
運 営	○サービス提供時間 ・ケアプラン、訪問介護計画に位置付けられた時間	○サービス提供時間 ・ケアマネジメントにより位置付けられた時間
	○運営 ①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明と同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持と健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止、休止の届出と便宜の提供	○運営 ①必要に応じて個別サービス計画の作成。作成しない場合は、サービス内容及びスケジュールに関する書類(本人同意欄は任意)を交付。 ・加算を算定する場合、個別サービス計画の作成必要。 ②同左 ③ ー ④従事者の清潔の保持と健康状態の管理 ⑤同左 ⑥同左 ⑦同左
利用 者 負 担	1割負担(一定以上の所得者は2割負担)	同左
限 度 額 管 理	・支給限度額管理の対象	同左
支 払 費	・給付費の審査、支払は国保連	同左

訪問型サービスの基準・単価③

○単価

種別	介護予防型訪問サービス		基準緩和型訪問サービス	
単価	(月額包括報酬) 介護予防型訪問サービス(Ⅰ) ※週1回程度利用	1,168 単位/月	(月額包括報酬) 基準緩和型訪問サービス(Ⅰ) ※週1回程度利用	934 単位/月
	介護予防型訪問サービス(Ⅱ) ※週2回程度利用	2,335 単位/月	基準緩和型訪問サービス(Ⅱ) ※週2回程度利用	1,868 単位/月
	介護予防型訪問サービス(Ⅲ) ※(Ⅱ)を超える回数利用 ※(Ⅲ)は事業対象者又は要支援2のみ利用可	3,704 単位/月	基準緩和型訪問サービス(Ⅲ) ※(Ⅱ)を超える回数利用 ※(Ⅲ)は事業対象者又は要支援2のみ利用可	2,963 単位/月
加算 減算	初回加算 生活機能向上連携加算 介護職員処遇改善加算 同一建物減算 サービス提供責任者が初任者研修修了者	200 単位/月 100 単位/月 単位数 × 一定割合 所定単位数の100分の90に減算 所定単位数の100分の70に減算	初回加算 生活機能向上連携加算 介護職員処遇改善加算 同一建物減算 サービス提供責任者が初任者研修修了者	同左 なし 同左 同左 減算なし
1単位当たり単価	※7級地(1単位=10.21円)		同左	

(参考様式)

基準緩和型訪問サービスの予定表

基準緩和型訪問サービス計画表

利用者名 _____

作成年月日 年 月 日

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	4:00								
	6:00								
早朝	8:00								
	10:00								
午前	12:00								
	14:00								
午後	16:00								
	18:00								
夜間	20:00								
	22:00								
深夜	24:00								
	2:00								
夜	4:00								

サービスの
具体的内容

訪問介護又は介護予防型訪問サービスと、基準緩和型訪問サービスを一体的に行う場合①

- 設備等について、一体的に事業を行う場合、同じスペースに事業所を置くことは可能。
- 人員について、訪問介護員及び従事者（市が指定する研修修了者は除く）が、基準緩和型訪問サービスに従事した時間を、訪問介護又は介護予防型訪問サービスの常勤換算の計算に含むことができる。ただし、市が指定する研修修了者が基準緩和型訪問サービスに従事した時間を常勤換算に算入することはできない。

訪問介護又は介護予防型訪問サービスと、基準緩和型訪問サービスを一体的に行う場合②

1. サービス提供責任者について

- ・サービス提供責任者の必要数の算定に当たっては、基準となる利用者数について、訪問介護、介護予防型訪問サービスの利用者数は合計して計算するが、基準緩和型訪問サービスの利用者数は含まない。

2. 訪問事業責任者について

- ・訪問事業責任者は常勤専従1名以上
- ・サービス提供責任者と兼務する場合は、別に必要数の配置が必要

介護予防型（基準緩和型）訪問サービスの加算・減算について①

- 初回加算を算定できるのは、次の場合
 - ① 利用者が過去2か月（暦月）以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合
 - ② 要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合
- 予防給付、介護予防型及び基準緩和型の間でサービスの移行があった場合は、同一事業所からサービス提供が継続されると考え、初回加算を算定できない。

介護予防型(基準緩和型)訪問サービスの加算・減算について②

○同一建物利用者の減算について

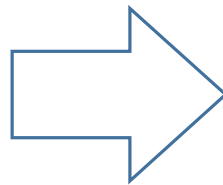
- 同一建物利用者の減算における利用者の数については、訪問介護、介護予防型訪問サービス、基準緩和型訪問サービスとは、それぞれで計算する。

例: 1月(暦月)の利用者数の平均

訪問介護、介護予防型訪問サービス 15人 ⇒ 合計 30人
基準緩和型訪問サービス 15人

訪問介護
介護予防型訪問サービス

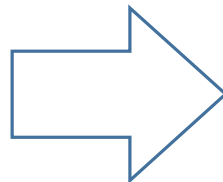
15人



減算しない

基準緩和型訪問サービス

15人



減算しない

※それぞれで20人以上になった
場合は減算対象

通所型サービスの基準・単価①

○基準 ①

種別	介護予防型通所サービス	基準緩和型通所サービス
人員	<p>○管理者 ・常勤専従1人</p> <p>※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>	<p>○管理者 ・<u>専従1人(非常勤可)</u></p> <p>※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>
	<p>○生活相談員 ・提供日ごとに、勤務時間数／提供時間数が1以上の配置</p>	—
	<p>○看護職員</p> <p>・1以上(定員10人以下の場合は置かないことができる)</p>	—
	<p>○介護職員</p> <p>・15人まで1名。15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上</p> <p>※生活相談員又は介護職員のうち1人は常勤職員</p>	<p>○従事者</p> <p>・15人まで1名。15人を超える場合は、<u>利用者1人につき専従0.1人以上(常勤要件なし)</u></p> <p>※<u>通所介護、介護予防型通所サービスと一体運営の場合、基準緩和型通所サービスに専従の従事者を配置</u></p>
	<p>○機能訓練指導員 1以上(兼務可)</p>	—

通所型サービスの基準・単価②

○基準 ②

種別	介護予防型通所サービス	基準緩和型通所サービス
基準	<p>○設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂、機能訓練室－利用者1人当たり3㎡以上。 ・静養室、相談室、事務室、消火・防災設備、その他必要な設備、備品 	<p>○設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に必要な場所－利用定員1人当たり3㎡以上(介護予防型通所サービスと一体運営する場合は、全利用定員の合計を基準とする。) ・その他必要な設備備品(消防法等で必要な設備は必須) ・介護予防型通所サービスと一体運営の場合、基準緩和型通所サービスの定員を別に設定
	<p>○運営</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明と同意 ③従事者の清潔の保持と健康状態の管理 ④従事者又は従事者であった者の秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止、休止の届出と便宜の提供(現行の基準と同様) ⑦提供拒否の禁止 	<p>○運営</p> <ol style="list-style-type: none"> ①必要に応じて個別サービス計画の作成 (加算を算定する場合、計画作成は必須とする) ②同左 ③同左 ④同左 ⑤同左 ⑥同左 ⑦－
利用者負担	1割負担(一定以上の所得者は2割負担)	同左
管理限度額	・支給限度額管理の対象	同左
支払給付費	・給付費の審査、支払は国保連に委託	同左

通所型サービスの基準・単価③

○単価 ①

種別	介護予防型通所サービス	基準緩和型通所サービス	
単 価	(月額包括報酬) 事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1,647単位／月	
	事業対象者・要支援2 (週2回程度)	3,377単位／月	
		(月額包括報酬) 事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1,318単位／月
		事業対象者・要支援2 (週2回程度)	2,702単位／月

通所型サービスの基準・単価④

○単価 ②

種別	介護予防型通所サービス	基準緩和型通所サービス			
加算 減算	運動器機能向上加算	225 単位／月	運動器機能向上加算	同左	※機能訓練指導員配置要
	若年性認知症加算	240 単位／月	若年性認知症加算	—	
	生活機能向上グループ活動加算	100 単位／月	生活機能向上グループ活動加算	同左	※生活相談員、看護職員、機能訓練指導員配置要
	栄養改善加算	150 単位／月	栄養改善加算	同左	※管理栄養士配置要
	口腔機能向上加算	150 単位／月	口腔機能向上加算	同左	※言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員配置要
	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480 単位／月	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	同左	※運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のうち2種類を実施
	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700 単位／月	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	同左	※運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のうち3種類を実施
	事業所評価加算	120 単位／月	事業所評価加算	—	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	72又は144 単位／月	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	—	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	48又は96 単位／月	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	—	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	24又は48 単位／月	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	—	
	介護職員処遇改善加算	単位数 × 一定割合	介護職員処遇改善加算	同左	
	同一建物減算(事業対象者・要支援1)	376 単位／月	同一建物減算(事業対象者・要支援1)	同左	
	同一建物減算(事業対象者・要支援2)	752 単位／月	同一建物減算(事業対象者・要支援2)	同左	
1単位 当たり 単価	※7級地(1単位=10.14円)		同左		

通所介護又は介護予防型通所サービスと、基準緩和型通所サービスを一体的に行う場合①

- ・通所介護、介護予防型通所サービス、基準緩和型通所サービスの一体的な実施が可能。
- ・その場合、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容を区分するなど要介護者等の処遇に影響がないよう配慮すること。
- ・基準緩和型通所サービスを一体的に運営する場合は、それぞれ定員を設定する。

例)	①通所介護(介護予防型通所サービス)	15名
	②基準緩和型通所サービス	5名

通所介護又は介護予防型通所サービスと、基準緩和型通所サービスを一体的に行う場合②

・人員配置について

○定員30人の通所介護事業所が、基準緩和型通所サービスを実施する場合の必要人員について

①

	現行相当	基準緩和	計
定員	28	2	30
	↓	↓	
介護職員	3.6	1	4.6

②

	現行相当	基準緩和	計
定員	25	5	30
	↓	↓	
介護職員	3	1	4

③

	現行相当	基準緩和	計
定員	20	10	30
	↓	↓	
介護職員	2	1	3

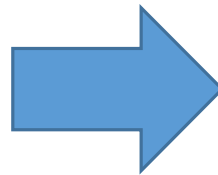
④

	現行相当	基準緩和	計
定員	15	15	30
	↓	↓	
介護職員	1	1	2

通所介護又は介護予防型通所サービスと、基準緩和型通所サービスを一体的に行う場合③

・管理者の兼務について

通所介護・予防通所介護	
管理者	生活相談員
兼務	



通所介護 介護予防型通所サービス		基準緩和型 通所サービス
管理者	生活相談員	管理者
兼務		

各サービスの併用について

利用組み合わせ一覧

<<基本的な考え方>>

原則として、サービス内容が重複する複数のサービスを同時利用できない。通所型サービス事業所が加算(口腔・栄養)を算定しない場合に限り、介護予防型サービス及び基準緩和型サービスと、短期集中型サービス(口腔・栄養)との併用が可能となる。

				追加で利用するサービス		総合事業													
				介護給付		通所型				訪問型									
				予防		2		3		4		5		6		7		8	
				1		介護予防型 通所サービス		基準緩和型 通所サービス		短期集中型 通所サービス		介護予防型 訪問サービス		基準緩和型 訪問サービス		短期集中型 訪問サービス			
主として利用するサービス				(要支援1・2) デイケア															
								運動		口腔				栄養					
介護給付	予防	1	デイケア(要支援1・2)			×	×	×	△	○	○	△							
		通所型	2	介護予防型通所サービス		×		×	×	△	○	○	△						
			3	基準緩和型通所サービス		×	×		×	△	○	○	△						
	4		短期集中型通所サービス	運動	×	×	×		△	○	○	△							
	5			口腔	△	△	△	△	○	○	△								
	訪問型	6	介護予防型訪問サービス		○	○	○	○	○		×	○							
		7	基準緩和型訪問サービス		○	○	○	○	○	×		○							
		8	短期集中型訪問サービス	栄養	△	△	△	△	△	○	○								

△・・・短期集中型サービス(口腔・栄養)について、通所型サービス事業所が口腔・栄養の加算を算定する場合は利用できない。

サービスの対象者について

平成29年4月1日以降、訪問介護及び通所介護において、以下のサービスが並行し、サービスごとに必要な手続き、サービス提供可能な対象者が異なる。

サービス種類	サービス名	対象者
広域サービス(介護予防は平成30年3月31日まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・通所介護 ・介護予防通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の被保険者(介護予防については、利用者によって受け入れの可否が異なる)
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市の被保険者(※)
総合事業(みなし指定)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防型訪問サービス ・介護予防型通所サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の被保険者
総合事業(みなし指定以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防型(基準緩和型)訪問サービス ・介護予防型(基準緩和型)通所サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市の被保険者(※) (他市町村の指定を受ければ、金沢市以外の被保険者も利用可)

※住所地特例者を含む

まとめ

1. 平成29年4月1日から、介護予防訪問(通所)介護が総合事業へ移行。4月1日認定更新の利用者から順次総合事業に移行する。
2. 総合事業のサービス類型
 - ①介護予防型訪問(通所)サービス
 - ②基準緩和型訪問(通所)サービス
 - ③短期集中型訪問(通所)サービス
3. 上記の総合事業のサービスは、要支援1・2、事業対象者が利用できる。
4. 介護予防型サービスのみなし指定事業所は、申請不要。のみなし指定以外の事業所は指定申請が必要。基準緩和型サービスに、のみなし指定はないため、事業所指定申請が必要。
5. 総合事業サービスへの移行時には、利用者との契約、重要事項の説明、同意、交付が必要。これに伴い、一部文言の追加が必要。

5. 暫定プラン作成時の 留意点

暫定プランの作成

○要支援認定者が区分変更申請する場合

要支援2から区分変更申請する場合や、要介護認定が想定される場合は、サービスを利用する前に居宅介護支援事業所を依頼先とした居宅サービス計画作成依頼届出書を提出

○事業対象者が新規申請する場合

- ・要支援認定が想定される場合
地域包括支援センターを依頼先とした居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書を提出
- ・要介護認定が想定される場合
居宅介護支援事業所を依頼先とした居宅サービス計画作成依頼届出書を提出

※事業対象者は制度上、暫定プランはない。必ず介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出した後にサービスを利用する。

※事業対象者は制度上、セルフプランでのサービス利用ができないため、地域包括支援センター等がプランを作成する。

暫定期間中のサービス利用の留意点

○要支援認定を想定し、サービスを利用した場合

サービス内容	認定結果	給付
介護予防型 サービス	要支援	○
	要介護	○
基準緩和型 サービス	要支援	○
	要介護	×(全額自己負担)

- **介護予防型サービス**を利用していた場合
申請日に遡ってケアプランを作成し、介護給付として利用する。
- **基準緩和型サービス**を利用していた場合
各保険者が定めた基準によるサービスであり、介護給付に相当するサービスがないことから、全額自己負担となる。

①要支援認定者が区分変更申請した場合

利用サービス	認定結果		
	費用請求区分		
給付のみ	給付サービス費	要支援認定 予防給付	要介護認定 介護給付
	ケアマネジメント費		
給付と事業を併用	給付サービス費	要支援認定 予防給付	要介護認定 介護給付
	事業(介護予防型サービス)費		
	事業(基準緩和型サービス)費	要支援認定 事業	全額自己負担
	ケアマネジメント費	要支援認定 予防給付	要介護認定 介護給付
事業のみ	事業(介護予防型サービス)費	要支援認定 事業	要介護認定 介護給付
	事業(基準緩和型サービス)費		全額自己負担
	ケアマネジメント費		要介護認定 介護給付

※要介護認定者は基準緩和型サービスを利用することはできない。
 要支援認定を想定し、暫定プラン利用時に基準緩和型サービスを利用
 後、認定の結果、要介護認定となった場合、全額自己負担となる。

②事業対象者が新規申請した場合

利用サービス	認定結果		要支援認定	要介護認定
	費用請求区分	非該当(事業対象者)		
給付のみ	給付サービス費	全額自己負担	予防給付	介護給付
	ケアマネジメント費	—		
給付と事業を併用	給付サービス費	全額自己負担	予防給付	介護給付
	事業(介護予防型サービス)費	事業	事業	
	事業(基準緩和型サービス)費			全額自己負担
	ケアマネジメント費		予防給付	介護給付
事業のみ	事業(介護予防型サービス)費	事業	事業	介護給付
	事業(基準緩和型サービス)費			全額自己負担
	ケアマネジメント費			介護給付

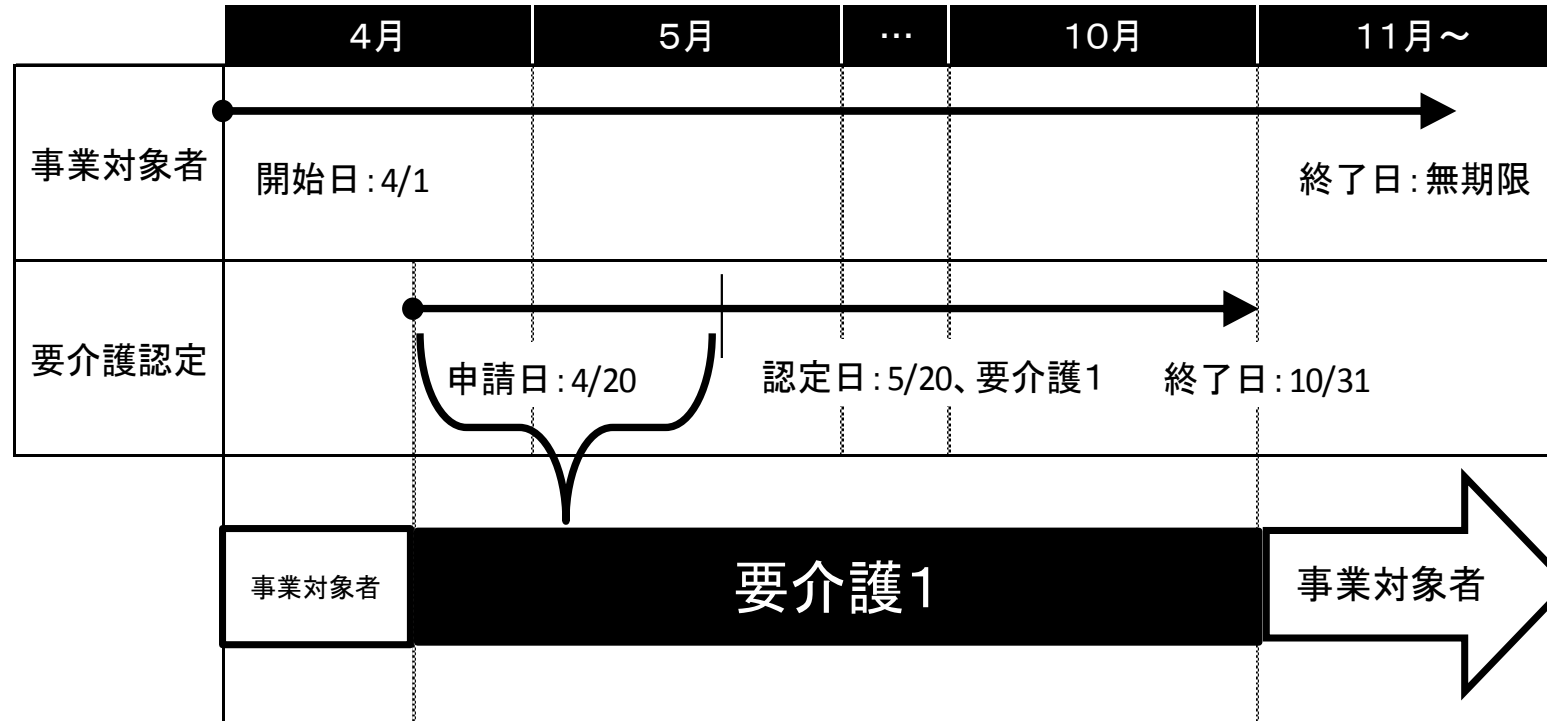
※要介護認定者は基準緩和型サービスを利用することはできない。

要支援認定を想定し、暫定プラン利用時に基準緩和型サービスを利用後、認定の結果、要介護認定となった場合、全額自己負担となる。

※非該当となった場合については、事業対象者のまま変更なし。

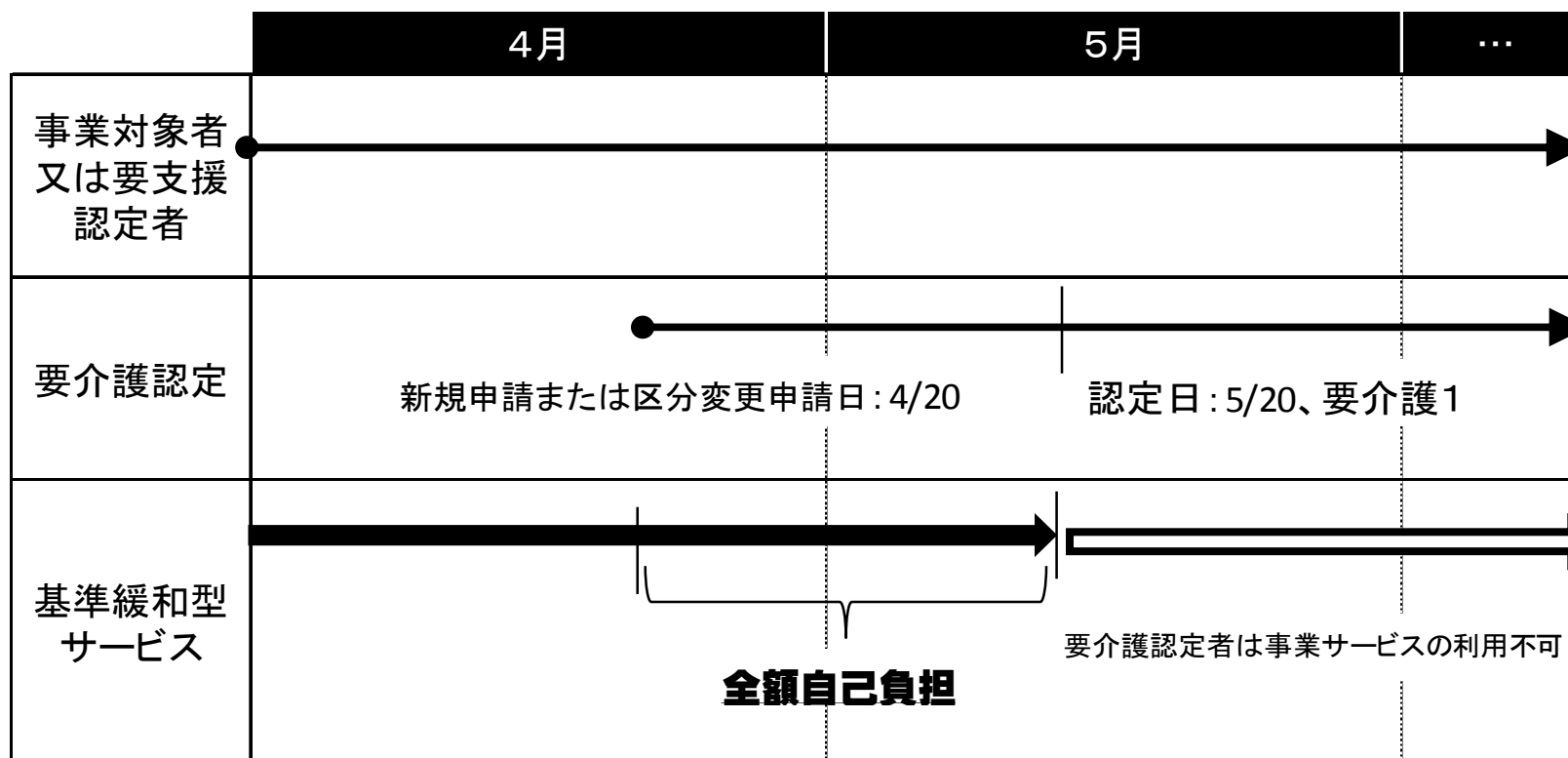
②事業対象者が新規申請した場合

(1-1) 暫定プランでサービスを利用する場合の給付管理の取扱い



○申請日に遡って、要介護1の認定で給付管理を行う
(上記例では、4/19までは事業対象者、4/20から要介護1)

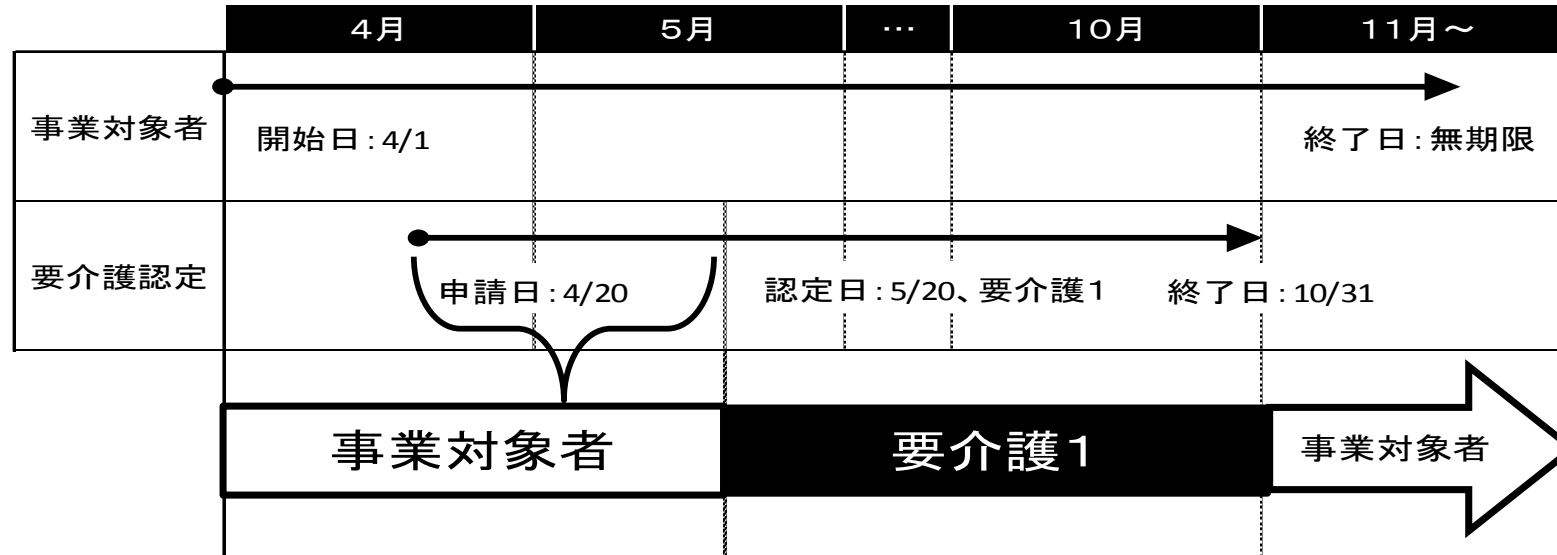
②事業対象者が新規申請した場合 (1-2)全額自己負担となる期間



○4/20～5/19の間に基準緩和型サービスを利用した分が全額自己負担となる。

②事業対象者が新規申請した場合

(2) 暫定プランでサービスを利用しない場合の給付管理の取扱い



- 認定日の前日までは事業対象者、認定日から要介護1として給付管理を行う
(上記例では、5/19までは事業対象者、5/20から要介護1、※被保険者証の認定有効期間は4/20～10/31と記載される)
※入院等でサービスを利用しない場合に限り、暫定プランは作成しない。
- 給付管理は、これまでと同様に月末時点でケアマネジメントを実施している事業者等が行う。
(上記例では、4/1よりサービスを利用している場合、暫定サービスを利用する場合は居宅介護支援事業者、暫定サービスを利用しない場合は地域包括支援センターが給付管理を行う)

※事業対象者の方が要介護認定を受け、その後認定が切れた場合は、事業対象者となる；。
 ※事業対象者は転入継続できない。転入者は地域包括支援センター等にて基本チェックリストを実施し、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出する。また、転出者に受給資格証明書は交付しない。

暫定プラン作成時の留意点

要支援認定者又は事業対象者が基準緩和型サービスを利用する場合



要介護認定になると、利用者が全額自己負担となるため、注意が必要

6. 基準緩和型訪問サービスの ヘルパー

基準緩和型訪問サービスのヘルパーについて①

- 総合事業への円滑な移行を図るため、今年度のみ特別に、基準緩和型訪問サービスに従事するヘルパー養成研修を市で実施。
- 実施実績
 - (1)12月12日、14日 36人参加
 - (2)2月4日、5日 29人申込済(受付終了)
 - (3)3月8日、10日 60人申込済(定員100人、受付中)
- 受講料 今年度は無料
- 来年度の養成研修については、今後、情報提供予定。

基準緩和型訪問サービスのヘルパーについて②

1. 他市町の総合事業ヘルパー研修の受講者について

- 本市の研修と同等以上のカリキュラムで受講している場合は、本市の基準緩和型訪問サービスに従事できるものとする。
- 基準緩和型サービスに従事できるか金沢市で判断するため、事前に相談すること。

基準緩和型訪問サービスのヘルパーについて③

2. 総合事業ヘルパー養成研修受講者の採用に当たっての留意点について

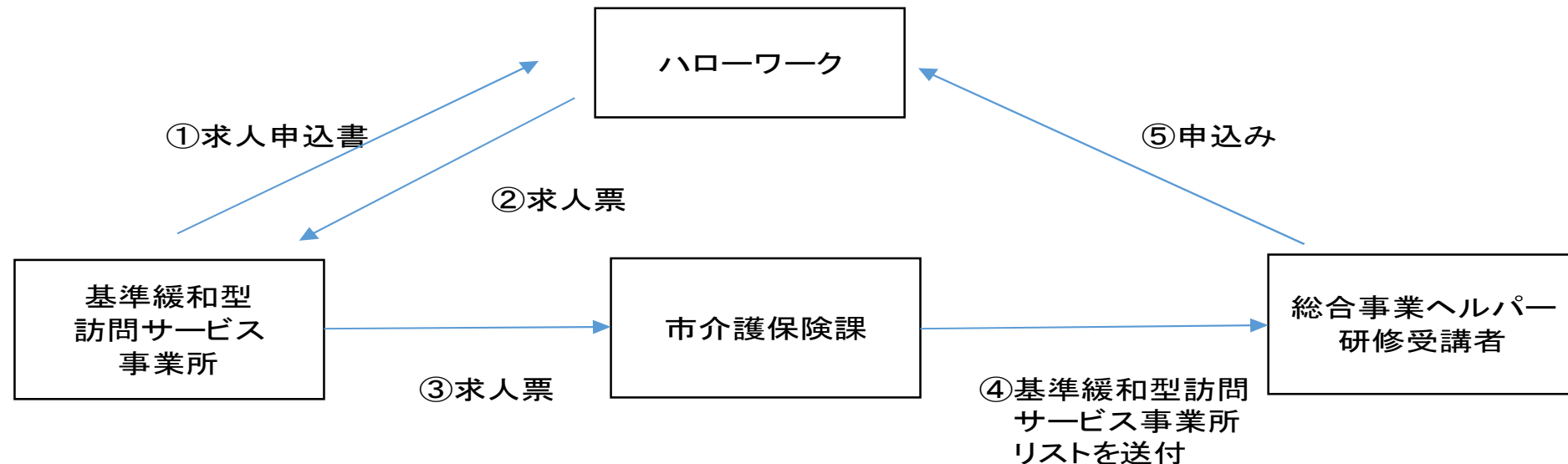
- ・研修では実地演習を実施していないため、必要に応じて現場での研修を実施すること。
- ・初回業務時は、前任者との引き継ぎに配慮すること。

3. フォローアップ研修について

- ・本市では今年度実施した総合事業ヘルパー養成研修の受講者の資質向上を目的とした、フォローアップ研修の実施を検討中。

基準緩和型訪問サービスのヘルパーについて④

- ・総合事業ヘルパー研修を受講したヘルパーが、基準緩和型訪問サービス事業所に就労を申込みため、総合事業ヘルパーの雇用を希望する事業所の情報を、介護保険課から総合事業ヘルパー研修受講者へ送付する。
- ・ヘルパー研修受講者の雇用を希望する事業所は、ハローワークに求人申込書(記入例参照)を提出し、交付された求人票を平成29年3月7日(火)までに介護保険課に提出
- ・介護保険課からヘルパー研修受講者に、事業所リストを送付



7. 総合事業の報酬請求

総合事業における報酬請求について

報酬請求の流れは、これまでの介護保険の請求と同様

地域包括支援センター

給付管理票と介護予防支援費 又は

給付管理票と介護予防ケアマネジメント費

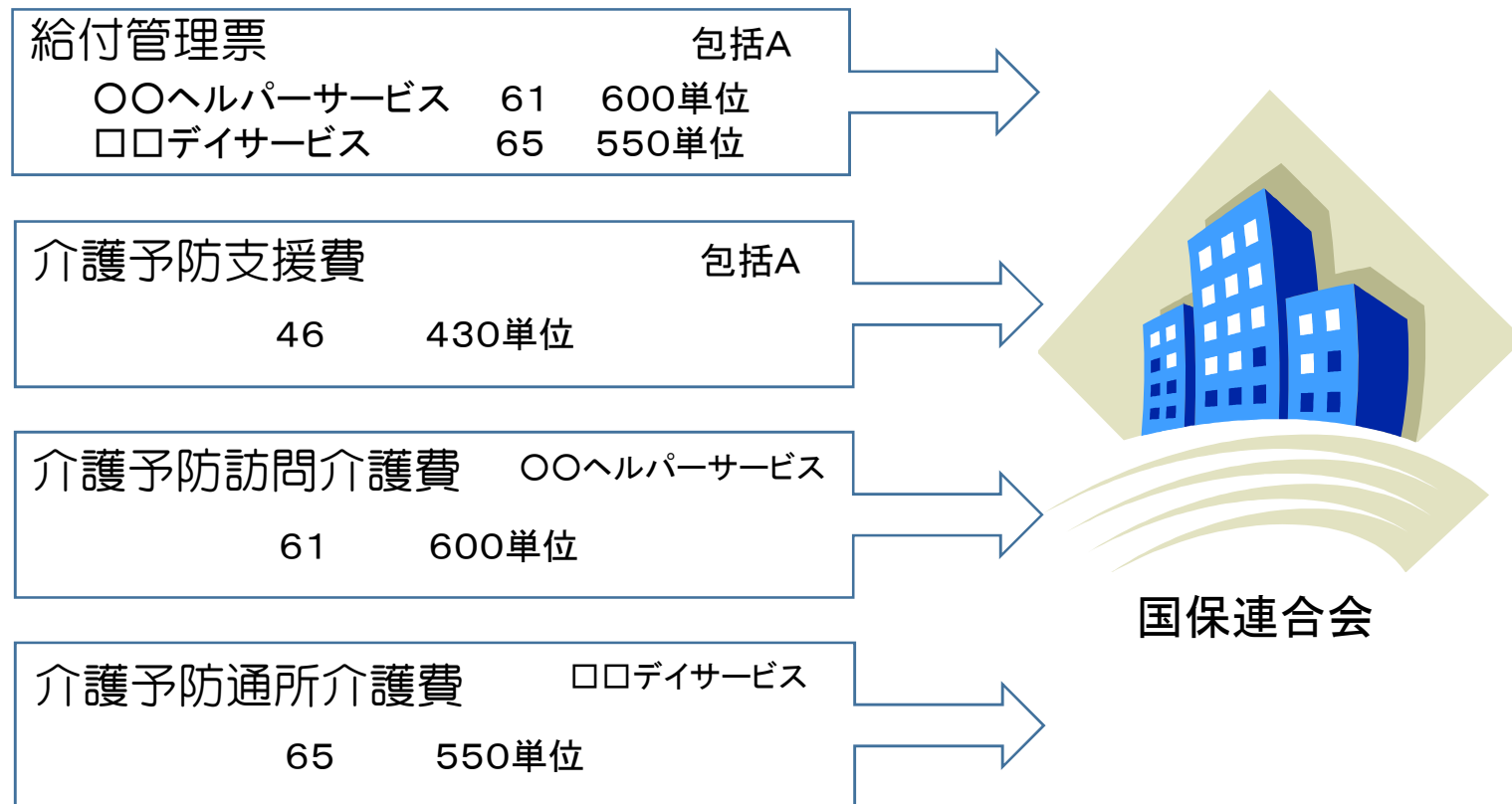
訪問型・通所型サービス提供事業所

訪問型サービス費・通所型サービス費

それぞれ、毎月10日までに国保連合会に請求する。

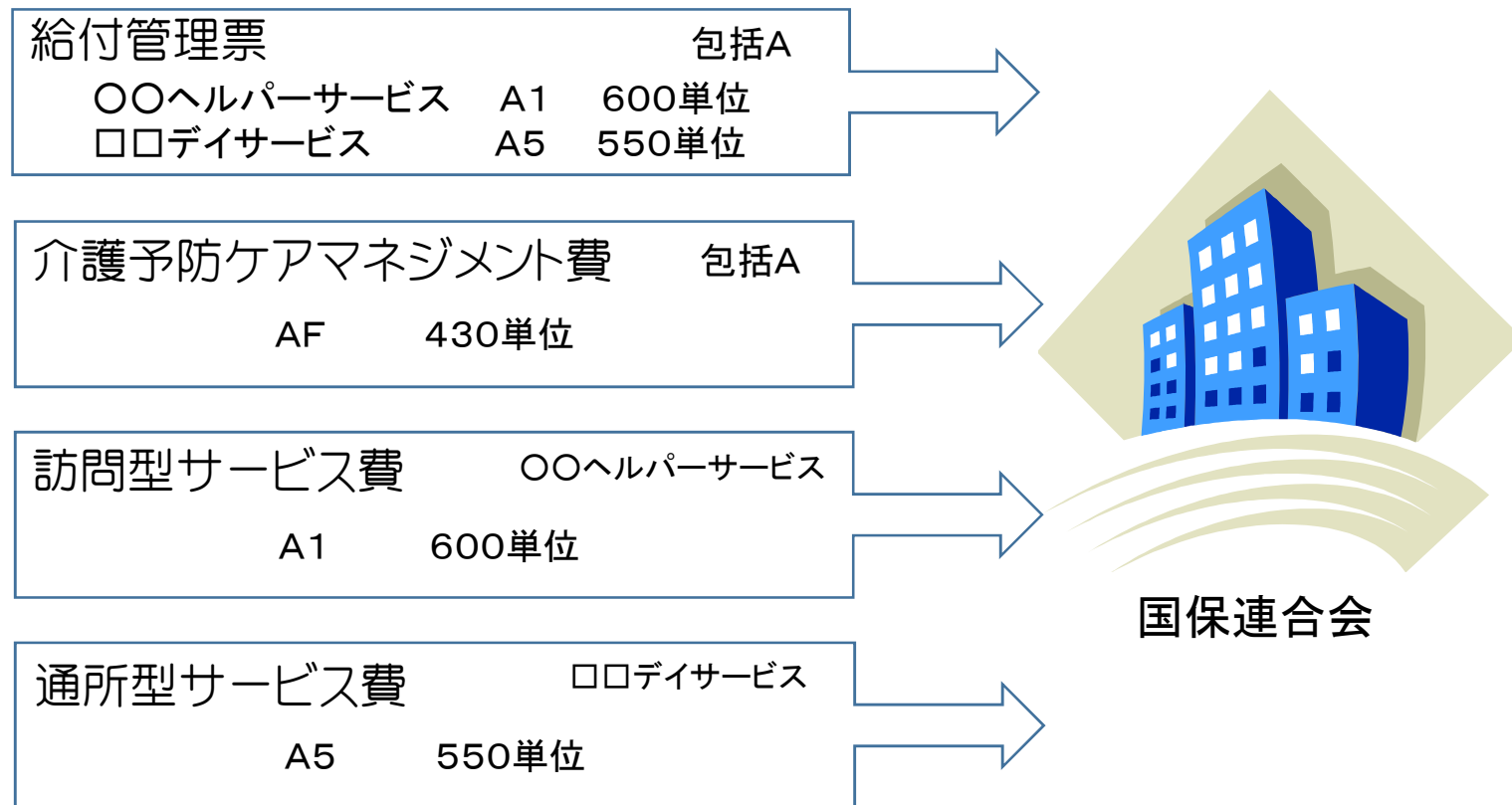
総合事業における報酬請求について

(例) 介護予防訪問介護と介護予防通所介護を利用している場合



総合事業における報酬請求について

(例) 介護予防型訪問サービスと介護予防型通所サービスを利用している場合

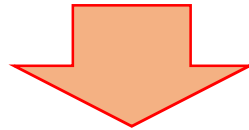


異なるのは請求時のサービス種類コード及びサービスコード

総合事業における報酬請求について

サービス種類コード

介護予防訪問介護 …… 61



訪問型サービス

みなし指定事業所 …… A1

(平成27年3月31日までに指定を受けている事業所)

※平成30年3月31日まで有効。

指定事業所 …… A2

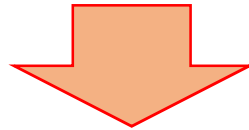
(平成27年4月1日以降に指定された事業所)

※介護予防型、基準緩和型ともに同じ。サービスコードが異なる。

総合事業における報酬請求について

サービス種類コード

介護予防通所介護 …… 65



通所型サービス

みなし指定事業所 …… A5

(平成27年3月31日までに指定を受けている事業所)

※平成30年3月31日まで有効。

指定事業所 …… A6

(平成27年4月1日以降に指定された事業所)

※介護予防型、基準緩和型ともに同じ。サービスコードが異なる。

総合事業における報酬請求について

サービス種類コード

介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外の介護予防サービス
を利用している場合

介護予防支援 …… 46

訪問型サービス、通所型サービスしかサービスを利用しない場合

介護予防ケアマネジメント
…… AF

↓サービスコード表イメージ

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表(平成27年3月31日までに指定を受けている事業所用 ※平成30年3月利用分まで有効)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅰ) 事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 1,168 単位	1,168	1月につき	
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%		1,051
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 38 単位	38	1日につき	
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		27
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%		34
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (みなし) 事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	2,335	1月につき	
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635

2 訪問型サービス(介護予防型)サービスコード表(平成29年4月1日以降指定を受けている事業所用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 1,168 単位	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%		1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 38 単位	38	1日につき	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		27
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%		34
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	2,335	1月につき	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635

総合事業における報酬請求について

- ・総合事業の請求明細の様式や詳細なサービスコードは、平成29年3月末までに金沢市ホームページに掲載予定。
- ・過誤申立について、申立書の様式は既に改訂済。毎月10日を目途に提出された申立書のうち、報酬の支払が完了したもののから国保連合会にデータ送付する。
(これまでと変わりません。)
- ・国保連合会からの返戻もこれまでどおり。
- ・短期集中型サービスについては、金沢市健康政策課に直接請求する。

8. その他

短期集中型通所サービス運動機能向上の委託について

- ・指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること
- ・運動器機能向上加算を算定していること
- ・介護保険サービスの提供に支障のない範囲で行い、利用者・内容・提供方法等を明確に区別できること

ご質問について

- 別紙質問票を記入してFAXで送付するか、ホームページで掲載した様式に記入の上、メールで送付してください。
- いただきましたご質問につきましては、ホームページで情報を更新していきます。

※金沢市介護保険課のホームページに「総合事業」のコーナーを開設しております。随時、情報を更新しますので、ぜひご覧ください。